

1. 申請の要件	2. 根拠法令
21. 危害予防規程の制定又は変更に係る認可	火 薬 類 取 締 法 第 28 条 第 1 項

3. 申請に関する説明

- 火薬類の製造業者は、保安の確保のための組織、方法等について記載した危害予防規程を定めたとき又は変更しようとするときは、市長の認可を受ける必要があります。
- 危害予防規程が火薬類取締法第7条第1号及び第2号の技術上の基準に適合していること並びに災害の発生の防止に相当であることが必要です。

4. 関係条文			
法	施行令	施行規則	市細則
		第6条第1項 危害予防規程	

5. 手数料	6. 標準処理期間	7. 申請部数
	10 日	3 部

8. 告示又は通知

9. 審査する事項
 危害予防規程が火薬類取締法第7条第1号及び第2号の技術上の基準に適合していること並びに災害の発生の防止に相当であるか審査します。

危害予防規程の
記載事項

- | | | | |
|------------|-----------|------------|----------|
| 1. 技術上の基準 | 4. 巡視及び点検 | 7. 危険時の措置等 | 10. 保安記録 |
| 2. 保安管理体制等 | 5. 工事等の管理 | 8. 協力会社 | 11. 手続 |
| 3. 製造作業 | 6. 安定度試験 | 9. 周知方法等 | 12. その他 |